

南知多町運動公園グラウンドの硬式野球利用に関するルール

本ルールは、南知多町運動公園の利用促進を図ることを目的として、硬式野球での利用についての実証実験を実施するにあたり、他の運動公園利用者及び近隣住民等とのトラブルを未然に防止するために定めるものである。

そのため、本ルールが順守されない場合においては、実証実験を直ちに中止する場合がある。

(利用の制限)

第1条 次に掲げる行為を禁止する。

(1) 試合(2) バッティング練習(フリーバッティング、シートバッティング、ケースバッティング等のフェンスを超える可能性のあるもの)(3) その他、打球や送球が場外へ及ぶことが想定される行為

(利用の条件)

第2条 利用者は、グラウンド等の利用に当たり、次に掲げる事項を遵守するものとする。

- (1) 利用者は、監督及びコーチ等の監督責任者を立てるものとする。
- (2) 練習は、監督又はコーチ等の監督責任者の管理下で行うものとし、その者が不在のときは利用することができない。
- (3) 打球や送球が場外へ及ぶことがない練習内容を調整すること。
- (4) 利用者の利用に際し第三者に損害を与える事故が生じた場合には、直ちに施設管理者へ報告するとともに、利用者の責任において損害を賠償するなど問題の解決を図るものとする。
- (5) 第1条で禁止されている行為が確認された場合には、係員の指示に従い直ちに利用を中止し、運動公園から退場する。その際、当該利用日に係る使用料は返還しない。
- (6) (5)で退場を命じられた利用者は、その時点で利用許可を受けている教育委員会所管施設の全ての許可を取り消すとともに、今後、教育委員会が所管する全ての施設の使用を禁止する。(ただし、当該使用料については返還する。)
- (7) その他、町の指示により適正な利用をすること。

(利用の時間)

第3条 周辺環境への配慮のため、硬式野球の利用時間は午前9時から午後5時までとする

- ※ 考え方の基本として、禁止事項は故意及び過失による事故を防ぐことを想定した。
- ※ 利用の条件は、予め禁止行為をした場合の罰則を追加。